

個人競技の競技費用(規則 4-2)についてのガイドライン

規則 4-2. 個人競技の競技費用

アマチュアは原則として個人競技への競技費用を第三者から受け取ることはできません。ただし、ジュニアがジュニアに限定された競技にでる場合は例外として第三者から競技費用を受け取ることはできます。また、団体戦についてはその団体から競技費用を受け取ることができます

したがって、例えば、ジュニアゴルファーが日本ジュニアに参加する場合は競技費用を第三者から受け取ることはできますが、日本アマに参加する場合の競技費用は第三者から受け取ることはできません。また大学生が日本学生ゴルフ選手権に参加する場合の競技費用は第三者から受け取ることはできません。

この解釈は来年以降も変わりませんが、2016 年より個人競技の競技費用を 1 試合につき 30,000 円を超えない範囲であれば、その実費を第三者から受け取ることを認めることといたします。

競技費用のガイドライン

アマチュアゴルファーは競技費用として1競技につき 30,000 円を超えない範囲で実費を公的な団体や、基金に負担してもらうことができる。

注 1：公的な団体とは、各ゴルフ連盟、協会や地方自治体など。

注 2：教育機関の教育的助成金や奨学金からの支出は認められる。

注 3：基金はジュニア基金、スポーツ財団の類で非営利組織のものなど。

注 4：企業や営利団体等から費用を負担してもらうことはできない。

この 30,000 円を超えない範囲の実費を受け取るに際し、事前に当協会への申請・承認は不要ですが、この規則に関して紛議が生じた場合に、このガイドラインの範囲内で費用を受け取っていたことが証明できるよう各自で支出元や領収書等を管理しておくことが勧められます。紛議が生じた場合に、規則を順守していることを証明できない場合、当委員会は規則 8 に基づいた措置をとることになります。

以上